

# 支 部 ニ ュ ー ス

VOL.13

租税訴訟学会 中四国支部

発行人 支部長 鳴戸大二

編集責任者 山田毅美



春の広島城

巻 頭 言・・・・・・・・租税訴訟学会 中四国支部長 鳴戸 大二

第14回租税訴訟学会中四国支部総会報告及び研修会報告

会計報告

事業実施報告・事業計画案

事務局報告・・・・・・・・会員動向・会費納入のお願い

編集部より



租税訴訟学会中四国支部 支部長

弁護士・税理士 鳴戸 大二

租税訴訟学会中四国支部は、平成 30 年 3 月 31 日に第 14 回総会及び講演会を開催することができました。これも講師の先生を始め、会員皆様方のお陰と感謝申し上げる次第です。

租税訴訟学会は平成 13 年 5 月の行政訴訟法の改正で、税理士に出廷陳述権が認められ、税理士補佐人制度が創設されたのを契機として、税理士と弁護士の協働、租税手続法と租税実体法の議論を深めるため、平成 17 年 3 月に発会致しました。

以来 14 年間、政権は自民党から民主党へ、再び自民党へと政治環境は変化しましたが、国税を巡っては、納税環境整備が主要課題となり、各個別税法に共通する事項を定める国税通則法や国税徴収法等の改正が図られました。当支部も、微力ながら中四国の税理士・弁護士・学者や実務関係の皆様と共に議論の深化、普及等に多少の貢献は出来たと自負しております。

平成 29 年税制改正では、ここ数年の国税通則法や行政不服審査法の改正等、納税義務の成立、税額の確定と是正、納税と徴収、附帯税、不服審査、訴訟等の手続的改正に加え、主として、脱税事件にかかる査察調査手続等を定めた国税犯則取締法が国税通則法に吸収されることとなりました。

こうした変化から、各個別税法に関する知識や議論を深めることが重要である一方、共通税法たる国税通則法を一般的な行政法や憲法の大きな枠の中で捉えることも重要と考えられます。

国税通則法第 4 条は、同法と他の税法とを一般規定と特別規定の関係としつつ、他の一般的な行政法との関係では、国税通則法は特別法と位置付けられます。行政手続法・行政不服審査法及び行政事件訴訟法の正確な理解があって、初めて各税法の理解・解釈も可能です。

この度の第 14 回総会での講演では、行政法学者として多大な業績を上げてこられた神戸大学名誉教授 阿部泰隆先生による御講演「行政法学者から見た税務訴訟」を拝聴でき、現在の税法における論点について問題提起を頂いたことは、これから我々が対面する課題を提示戴いたものとして、重要な意義があります。阿部先生は、我々に対し将来の命題を示されると共にどう解決するのか自らの考えを示しつつ、課題提示も挑戦されておられます。我々は各々これに答えなければなりません。

個別の問題は勿論、日本の納税者が自立し、自らの意見を適正かつ適法に公正な立場で主張し得るように将来に亘って納税環境整備を更に前進させ、納税者権利憲章等 明確な基準、権利保障の下で公正適正な納税がなされるよう 課税当局とともに議論を深め、皆様と共に更なる努力をしていきたいと存じます。

## 第14回租税訴訟学会中四国支部総会報告及び研修会報告

日時 : 平成30年3月31日(土) 13:30 ~ 17:00

場所 : 広島弁護士会館



『行政法学者から見た税務訴訟』

神戸大学名誉教授・弁護士

阿部 泰隆 先生

さくら満開、花粉が飛び散る中、行政と戦う大龍(たいりゅう)の熱を浴びた3時間でした。阿部泰隆(やすたか)先生はお名前にちなんで昇り龍のごとく大龍(たいりゅう)法律事務所を主催されておられます。

さて、阿部先生の基本姿勢は、「官尊民卑から官民対等へ、役人性善説からの脱却」「民主的過程を経た明確な法律の下での実質的法治国家の実現」「合理的な公益の形状とその実効的実現手法の開発」の3つとしています。行政は、私人に対して優越的な立場に立つのではなく、法令に基づくサービス機関であり、行政訴訟は「権利救済の実効性」「両当事者の対等性」「救済ルールの明確性」を基本原理としています。

阿部先生は、この基本姿勢および基本原理に矛盾する現行租税法および手続を徹底的に批判しています。

私人側(納税者側)の手続ミスで実体法上の損失を及ぼす(例えば、審査請求期間が1日過ぎていたため救済の機会を失う場合など)のは過大(比例原則違反)という考え方は様々な税務上の手続においても導入すべき考え方です。行政側の事務手続を優先するあまり納税者側の不利益を容認する各種手続規定は、救済される範囲を広げるべきです。納税者のリスクの軽減を図っていくことは重要な考え方だと思いました。

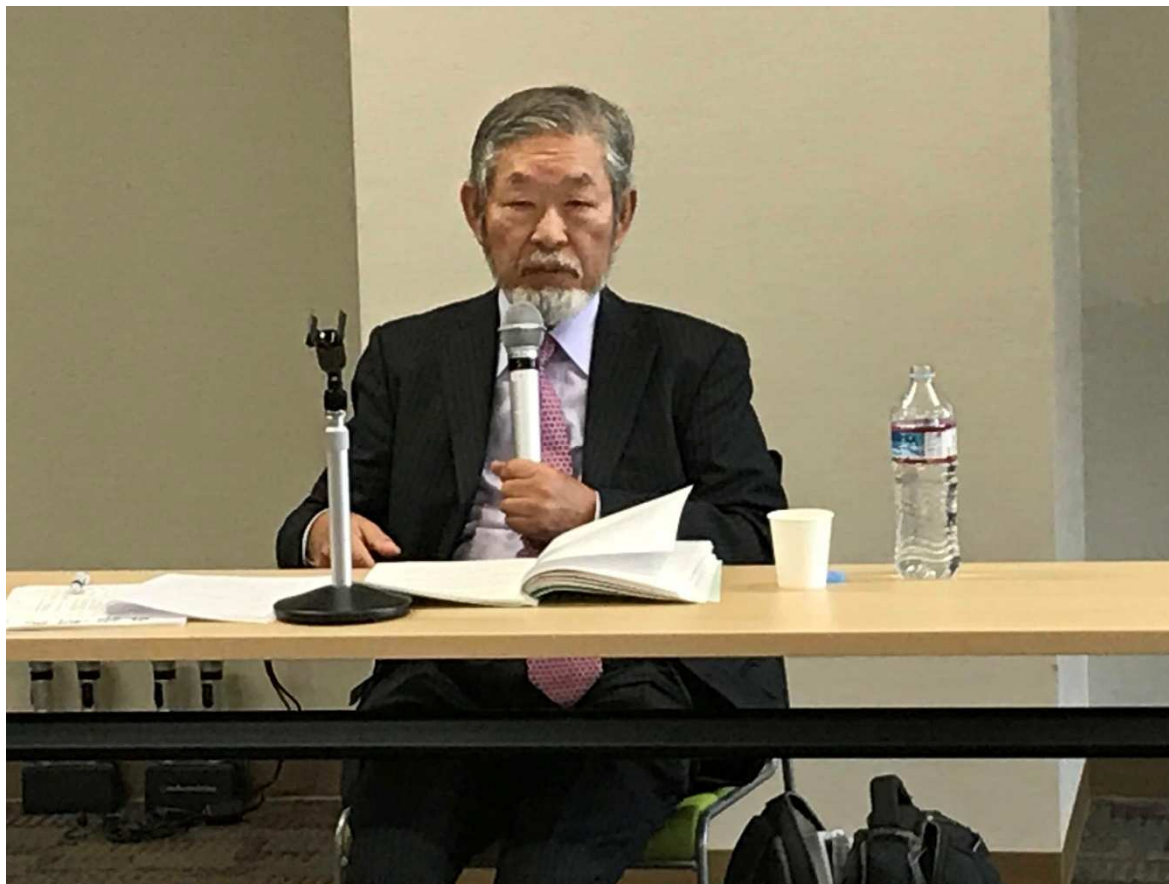
平成23年12月の国税通則法改正による税務調査手続の明確化など納税者保護の機運は多少前進しているとはいえませんが、阿部先生の掲げる基本原理を実現させるためには、やはり納税者の権利について法制化する必要性があるのではないかと思います。納税者の権利という視点について考えさせられたご講演でした。



(税理士 黒住 茂雄 会員)



## 研修風景



阿部先生ご講演風景



# 会計報告

## 貸借対照表

平成29年12月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
普通預金	3,079,134	次期繰越金	3,079,134
合計	3,079,134	合計	3,079,134

## 財産目録

平成29年12月31日現在

科目	摘要	金額
普通預金	もみじ銀行牛田支店	3,079,134
合計		3,079,134

# 平成 2 9 年度収支計算書

自 平成 2 9 年 1 月 1 日

至 平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日

( 単位 : 円 )

項 目	金 額
. 収入の部	
1. 本部交付金 8,000円×177人	1,416,000
2. 研修会収入	368,000
1) 第 1 3 回総会・研修会	162,000
2) 夏期高松研修会	131,000
3) 冬期松江研修会	75,000
小 計	368,000
3. 書籍販売収入	72,000
1) 第 1 3 回総会・研修会	31,500
2) 夏期高松研修会	36,600
3) 冬期松江研修会	3,900
小 計	72,000
4. お 祝 金	10,000
5. 受取利息	22
収 入 合 計	1,866,022
. 支出の部	
1. 事 業 費	1,434,162
1) 第 1 3 回総会・研修会	378,367
2) 夏期高松研修会	536,934
3) 冬期松江研修会	518,861
小 計	1,434,162
2. 事 務 費	77,826
1) チラシ送料	49,178
2) 原稿お礼	28,000
3) その他	648
小 計	77,826
支 出 合 計	1,511,988
	当期収支差額 354,034
	前期繰越金 2,725,100
	次期繰越金 3,079,134

## 平成30年度収支予算(案)

自 平成30年 1月 1日

至 平成30年12月31日

(単位：円)

項 目		平成29年予算	平成29年決算	平30年予算	備考
前期繰越金		2,725,100	2,725,100	3,079,134	
収入の部	本部交付金	1,600,000	1,416,000	1,440,000	180人
	研修会収入	600,000	368,000	400,000	
	書籍販売収入	30,000	72,000	80,000	
	お祝金収入	10,000	10,000	10,000	
	受取利息	100	22	30	
	小計	640,100	450,022	490,030	
	収入合計	2,240,100	1,866,022	1,930,030	
支出の部	総会・研修費	600,000	378,367	600,000	
	夏期・冬期研修	1,300,000	1,055,795	1,200,000	
	事務諸経費	100,000	77,826	100,000	
	予備費	240,100		3,309,164	
	支出合計	2,240,100	1,511,988	5,009,134	
当期収支差額		0	354,034	3,079,134	
次期繰越金		2,725,100	3,079,134	0	

# 事業実施報告・事業計画(案)

## 平成29年度実施事業

自 平成29年 1月 1日  
至 平成29年12月31日

### 第13回総会並びに講演会

- 1.日 時 平成29年 3月25日(土) 13:00~17:00
- 2.場 所 広島大学東千田キャンパス 207号
- 3.研修内容 講 師 広島地方裁判所 民事第2部部総括判事 未永 雅之 先生  
テーマ 「租税訴訟の主張立証上の留意点と最近の最高裁破棄判決」  
(H27.6.12 最二小判決平成24年行比第408号事件)の紹介  
講 師 中央大学名誉教授 大淵 博義 先生  
テーマ 「組織再編の行為計算の否認の限界 ~ヤフ-事件判決の功罪~」

### 平成29年夏期高松研修

- 1.日 時 平成29年 7月29日(土) 13:30~17:00
- 2.場 所 高松商工会議所
- 3.研修内容 講 師 大阪大学 大学院 教授 谷口 勢津夫 先生  
テーマ 「最近の重要判例の検討」  
講 師 香川大学 教授 青木 丈 先生  
テーマ 「改正個人情報保護法(H29.5.30施行)への対応」

### 平成29年冬期松江研修

- 1.日 時 平成29年11月25日(土) 13:30~17:00
- 2.場 所 松江市 くにびきメッセ 401号
- 3.研修内容 講 師 弁護士 山下 清兵衛 先生  
テーマ 「税務調査における税理士と弁護士の協働とその成功事例の紹介」  
講 師 島根大学 法文学部准教授 谷口 智紀 先生  
テーマ 「財産評価基本通達と私道供用宅地の評価」  
~最高裁平成29年2月28日判決の検討を中心に~



## 平成30年度実施事業計画(案)

自 平成30年 1月 1日  
至 平成30年12月31日

### 第14回総会並びに講演会

- 1.日 時 平成30年 3月31日(土) 13:00~17:00  
2.場 所 広島弁護士会館  
3.研修内容 講 師 神戸大学名誉教授・弁護士 阿部 泰隆 先生  
テーマ 「行政法学者から見た税務訴訟」

### 平成30年夏期岡山研修

- 1.日 時 平成30年 7月28日(土) 13:30~17:00  
2.場 所 岡山県税理士会館(予定)  
3.研修内容 講 師 弁護士 山田 純也 先生  
テーマ 「新しい審判手続きの使い方」  
~ 改正国税通則法における審理手続きの経験を踏まえて ~  
講 師 税理士 藤曲 武美 先生  
テーマ 「役員退職給与の意義、過大役員退職給与について」  
~ 最近の役員退職給与をめぐる裁判例等をめぐって ~

### 平成30年冬期下関研修

- 1.日 時 平成30年12月1日(土) 13:30~17:00  
2.場 所 海峡メッセ 下関  
3.研修内容 講 師 税理士 濱田 桂 先生  
テーマ 「消費税の本質と仕入税額控除方式としてのインボイス制度」  
~ 制度導入の是非と実務対応 ~  
講 師 税理士 守田 啓一 先生  
テーマ 「相続税取消裁判を検証する」



## 次回研修会 ご案内 ・ 事務局報告

### 平成30年夏期岡山研修

1. 日 時 平成30年7月28日(土) 13:30 ~ 17:00

2. 場 所 岡山県税理士会館  
岡山市北区南方1丁目2-7  
電話番号 086-233-1553



3. 研修内容
- 第一部 「新しい審判手続きの使い方」  
～ 改正国税通則法における審理手続きの経験を踏まえて～  
講 師 弁護士 山田 純也 先生
- 第二部 「役員退職給与の意義、過大役員退職給与について」  
～ 最近の役員退職給与をめぐる裁判例等をめぐって～  
講 師 税理士 藤曲 武美 先生

### 会費納入のお願い

平成30年度年会費(10,000円)の納入をお願いいたします。

振込口座： みずほ銀行 神谷町支店 普通 2762441

ゆうちょ銀行 記号番号 00170-4-465850

口座名義： 租税訴訟学会

年会費の一部は、研修会運営費用に充てております。  
再度ご確認のうえ、納入をお願いいたします。

### 編集部より

総会も無事終了し、新しい年度に入りました。  
阿部泰隆先生の講義では、「村度まんじゅう」のご披露にはびっくりしました。  
案外と言っては失礼ですが、税理士の事をわかっていると感じました。  
夏期研修は、岡山市にて行います。多数のご参加をお待ちしております。